

国会公契第48号
国官技第389号
国営計第186号
令和5年3月30日

各地方整備局総務部長 殿
各地方整備局企画部長 殿
各地方整備局営繕部長 殿

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

「監理技術者制度の運用等について」の一部改正について

直轄工事の発注に当たっての監理技術者制度の運用等については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第315号）を踏まえ、「監理技術者制度の運用等について」（平成16年7月15日付け国地契第16号、国官技第75号、国営計第46号）により、その適切な運用を図ってきたところである。

今般、近年の運用等を踏まえ「監理技術者制度運用マニュアル」が改正された。これを踏まえ、「監理技術者制度の運用等について」を下記のとおり改正することとしたので通知する。

記

（監理技術者制度の運用等についての一部改正）

「監理技術者制度の運用等について」（平成16年7月15日付け国地契第16号、国官技第75号、国営計第46号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>1 監理技術者等の途中交代について（マニュアル二-二（４））</p> <p><u>監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の工期途中での交代が認められる場合には、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか次の①から③に掲げる場合などがあること。また、建設現場における働き方改革等の観点を踏まえ、その具体的内容について受発注者間で合意することとし、入札の公平性の観点から、原則として元請（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をいう。以下同じ。）の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示する範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすること。</u></p> <p>（略）</p> <p>① 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合</p> <p>② 工場から現地へ工事の現場が移行する場合</p> <p>③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合など工事工程上技術者の交代が合理的な場合（削る）</p> <p>2 営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係について（マニュアル二-二（５））</p> <p>営業所における専任の技術者は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務</p>	<p>1 監理技術者等の途中交代について（マニュアル二-二（４））</p> <p><u>監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の工期途中での交代が認められる場合には、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか、次の①から③に掲げる場合があること。</u></p> <p>（略）</p> <p>① 受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合</p> <p>② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点</p> <p>③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p><u>なお、同一の者による監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術から監理技術者への変更は、途中交代には該当しないことに留意すること。</u></p> <p>（新設）</p>

を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。)を行う場合を含む。)して専らその職務に従事することが求められている。

ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる(「営業所における専任の技術者の取扱いについて」(平成15年4月21日付け国総建第18号))。

3 監理技術者等の職務について (マニュアル二一三)

主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。なお、当該職務は、業務内容及び業務環境に応じて、テレワークにより行う場合も含まれる。

4 監理技術者等の雇用関係の確認等について (マニュアル二一四)

監理技術者等は、所属建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが必要とされ、このうち元請の専任の監理技術者等に係る「恒常的な雇用関係」については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であり、また、その際、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要であるとされて

(新設)

2 監理技術者等の雇用関係の確認等について (マニュアル二一四)

監理技術者等は、所属建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが必要とされ、このうち発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等に係る「恒常的な雇用関係」については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であり、また、その際、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認でき

いること（マニュアル二一四（3）に定める「緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合」については、この限りではない。）。このため、入札等に当たっての監理技術者等の雇用関係の確認等については、以下のとおり取り扱うこと。

（略）

（1）入札参加希望者等に対する確認手続
監理技術者については、一般競争入札に係る競争参加資格確認資料の提出及び工事希望型競争入札に係る技術資料の提出に際しては、入札参加希望者等（一般競争入札の参加希望者及び工事希望型競争入札における技術資料を提出した者をいう。以下同じ。）に対し、設置予定の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。この場合において、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称が異なるとき等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」に疑義があると認められる場合には、当該入札参加希望者等に対し、健康保険被保険者証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。以下同じ。）等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」を明示することができる資料を求めること。工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあつては、落札者の決定後、設置予定の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。なお、主任技術者については、健康保険被保険者証の写し等を添付するよう求めること。監理技術者補佐については、落札者の決定後に健康保険被保険者証の写し等を添付するよう求めること。

ることが必要であるとされていること（マニュアル二一四（3）に定める「緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合」については、この限りではない。）。このため、入札等に当たっての監理技術者等の雇用関係の確認等については、以下のとおり取り扱うこと。

（略）

（1）入札参加希望者等に対する確認手続
監理技術者又は特例監理技術者については、一般競争入札に係る競争参加資格確認資料の提出及び工事希望型競争入札に係る技術資料の提出に際しては、入札参加希望者等（一般競争入札の参加希望者及び工事希望型競争入札における技術資料を提出した者をいう。以下同じ。）に対し、設置予定の監理技術者又は特例監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。この場合において、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称が異なるとき等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」に疑義があると認められる場合には、当該入札参加希望者等に対し、健康保険被保険者証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。以下同じ。）等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」を明示することができる資料を求めること。工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあつては、落札者の決定後、設置予定の監理技術者又は特例監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。なお、主任技術者については、健康保険被保険者証の写し等を添付するよう求めること。監理技術者補佐については、落札者の決定後に健康保険被保険者証の写し等を添付する

(2)・(3) (略)

(4) 入札説明書等における周知措置

一般競争入札にあつては入札説明書、
工事希望型競争入札にあつては送付資料
、工事希望型競争入札以外の指名競争入
札にあつては指名通知書の監理技術者等
関係部分において、次に掲げる事項を記
載すること。

① (略)

② 次に掲げる通達において定められた在
籍出向の要件に適合しない場合又は当該
要件に適合することを証する資料の提出
がなされない場合は入札に参加できない
。また、当該要件に適合しない者を監理
技術者等として設置していることが確認
された場合は契約を解除する。

1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割
に係る主任技術者又は監理技術者の直
接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事
務取扱いについて」(平成13年5月30
日付け国総建第155号)

2) 「官公需適格組合における組合員か
らの在籍出向者たる監理技術者又は主
任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関
係の取扱い等について(試行)」(平
成28年3月24日付け国土建第483号)

3) 「親会社及びその連結子会社の間の
出向社員に係る主任技術者又は監理技
術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の
取扱い等について(改正)」(平成28
年5月31日付け国土建第119号)

4) 「持株会社の子会社が置く主任技術
者又は監理技術者の直接的かつ恒常的
な雇用関係の取扱いについて(改正)
」(平成28年12月19日付け国土建第35
7号)

(5) (略)

よう求めること。

(2)・(3) (略)

(4) 入札説明書等における周知措置

一般競争入札にあつては入札説明書、
工事希望型競争入札にあつては送付資料
、工事希望型競争入札以外の指名競争入
札にあつては指名通知書の監理技術者等
関係部分において、次に掲げる事項を記
載すること。

① (略)

② 次に掲げる通達において定められた在
籍出向の要件に適合しない場合又は当該
要件に適合することを証する資料の提出
がなされない場合は入札に参加できない
。また、当該要件に適合しない者を監理
技術者等として設置していることが確認
された場合は契約を解除する。

1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割
に係る主任技術者又は監理技術者の直
接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事
務取扱いについて」

2) 「官公需適格組合における組合員か
らの在籍出向者たる監理技術者又は主
任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関
係の取扱い等について(試行)」

3) 「親会社及びその連結子会社の間の
出向社員に係る主任技術者又は監理技
術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の
取扱い等について(改正)」

4) 「持株会社の子会社が置く主任技術
者又は監理技術者の直接的かつ恒常的
な雇用関係の取扱いについて(改正)
」

(5) (略)

5 監理技術者等の工事現場における専任について（マニュアル三）

監理技術者（特例監理技術者を除く。）
又は主任技術者は、国が注文者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事請負代金額が4000万円（建築一式工事にあつては8000万円）以上のものについて、その契約工期において、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならないほか、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲については、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の直轄工事における取扱いについて」（令和2年9月30日付け国官技第177号、国営計第71号）によること。また、特定専門工事において、元請又は上位下請の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。

この「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではないことに留意すること。したがって、専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確

3 監理技術者等の工事現場における専任について（マニュアル三）

監理技術者又は主任技術者は、国が注文者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事請負代金額が4000万円（建築一式工事にあつては8000万円）以上のものについて、その契約工期において、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならないほか、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲については、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の直轄工事における取扱いについて」（令和2年9月30日付け国官技第177号、国営計第71号）によること。また、特定専門工事において、元請又は上位下請の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。

この「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではないことに留意すること。したがって、専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確

保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者又は主任技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者又は主任技術者が担う役割に支障が生じないようにすること。また、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることをないように配慮すること。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すること。

ただし、次に掲げる場合につき、それぞれ当該各項に定めるところにより取り扱うこと。

(1) 「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」(平成27年12月25日付け国地契第44号、国官技第257号、国営管第356号、国営計第76号、国北予第26号)記2(1)に規定する余裕期間を設定する工事である場合

余裕期間においては、監理技術者等を設置することを要しないこと。

保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者又は主任技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者、特例監理技術者又は主任技術者が担う役割に支障が生じないようにすること。また、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることをないように配慮すること。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すること。

ただし、次に掲げる場合につき、それぞれ当該各項に定めるところにより取り扱うこと。

(1) 「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」(平成27年12月25日付け国地契第44号、国官技第257号、国営管第356号、国営計第76号、国北予第26号)記2(1)に規定する余裕期間を設定する工事である場合

余裕期間においては、監理技術者等を設置することを要しないこと。

(2) (略)

(3) 元の工事と他の工事が次に掲げる工事に該当する場合

①～③ (略)

④ 工作物等に一体性が認められる工事

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができること。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を4500万円（建築一式工事の場合は7000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならないこと。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）以上となる場合、監理技術者又は主任技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならないこと（特例監理技術者を設置する場合を除く。）。

(2) (略)

(3) 元の工事と他の工事が次に掲げる工事に該当する場合

①～③ (略)

④ 工作物等に一体性が認められる工事

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができること。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を4500万円（建築一式工事の場合は7000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならないこと。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）以上となる場合、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならないこと。